

## 平成30年横瀬町農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 平成30年3月23日(金) 午前10時から10時40分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員(13人)

会長	3番	富田祐次
会長職務代理者	9番	岸岡広雄
農業委員	1番	浅見孝子
	2番	小室寿徳
	4番	町田恒夫
	5番	町田修一
	6番	今井健司
	7番	木崎泰明
	8番	加藤典男
	10番	富田哲夫
農地利用最適化推進委員	第1	平沼敏明
	第2	小河俊夫
	第3	村越聡

4. 欠席委員(なし)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町田文利
書記	町田勝一
書記	逸見雅彦

## 7. 会議の概要

議 長 皆さん、こんにちは。全員の方の出席をいただいておりますので、会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第2回農業委員会を開会いたします。

続きまして、日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員でございますが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、議長よりご指名申し上げます。

10番、富田哲夫委員、1番、浅見孝子委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件1件でございますので、会期は本日1日間にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議 長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

続きまして、日程第3、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第2号番号1について事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 〔事務局朗読説明〕

議 長 事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の小河推進委員、お願いします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。上程されました議案第2号番号1について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る21日に補助農業委員の富田委員と同行し、譲渡人の立ち会いを求め、現地及び申請図書の確認をいたしました。農地利用許可申請5条で、所在、横瀬〇〇〇、番地、〇〇〇〇-〇、地目、畑を住宅用地に転用し、使用貸

借権設定にて住宅を建設したいとの申請です。現況は畑で、北側に町道〇〇〇〇号線、南側は町道〇〇号線に面しており、排水計画は公共下水管がありますので、接続とのこと。隣接農地は自己農地のため、影響は少ないと考えられます。長年の計画が実現できますよう、委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。  
補助委員の10番、富田委員、お願いします。  
10番。

富田委員 10番、富田です。補足説明をさせていただきます。

現在同居しております娘さん夫婦が家を建てたいということで、今回の用地の使用貸借権の設定の申請ということになりました。議案に上がりました農地は、客土を行った後に長らく〇〇〇〇〇〇に貸し出しをされて、ソバ畑として使用してまいりましたが、客土した周りを現在ガードレールを利用して壁をつくっておるのですけれども、東側と北側のその部分は、まだ農地として使用するというのでございますので、そのガードレールの壁はそのまま残すということでございます。近隣への影響は少ないと思われまますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。  
続きまして、質疑に移ります。  
7番。

木崎委員 1点だけお聞きしたいと思います。

ここは土地改良がかかっている場所でございますので、多分農振地域、そういったものにも入っているのではないかと思いますけれども、その除外関係についての説明がなかったので、その辺をお聞きしたいと思います。

議長 事務局。

事務局 ただいまのご質問にお答えいたします。

該当地につきましては、平成29年10月の農政総合推進協議会におきまして除外と決まりまして、その後手続を踏みまして農振農用地からの除外が済んでおります。

以上でございます。

議長 7番さん、よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」〕

議長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。  
お諮りいたします。上程中の議案第2号番号1につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。  
全員賛成でございます。

よって、議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

続きまして、議案第2号番号2、議案第2号番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件でございますが、ここでお諮りいたします。議案第2号番号2、議案第2号番号3は、いずれも関連性がございまして、一括上程したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。  
よって、議案第2号番号2、議案第2号番号3を一括上程して議題といたします。

ここで、一括上程されました議案第2号番号2、議案第2号番号3について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 以上で事務局の説明を終了いたします。  
続きまして、議案第2号番号2、議案第2号番号3について担当委員の説明を求めます。

担当委員の小河推進委員、お願いいたします。

小河委員。

小河推進委員 農地利用最適化推進委員の小河です。

ただいま一括上程されました議案第2号番号2番、3番について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る21日、補助農業委員、小室委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。現況は畑で休耕状態でありました。番号2の農地転用許

可申請第5条は、所在、横瀬字〇〇、地番、〇〇〇〇-〇、〇〇〇〇-〇〇、畑を所有権移転し住宅用地に転用し、申請地に自分の家を建築して安定した生活を送りたいとの申請です。排水計画は、浄化槽を設置し、位置指定道路〇〇〇〇-〇〇の側溝に排水計画です。

議案2の番号3は、地番、〇〇〇〇-〇〇、畑は所有権一部移転、道路用地番号2で申請した土地、住宅用地から位置指定道路〇〇〇〇-〇〇に通ずる道路として利用したいとの申請です。現地は畑で休耕状態でした。隣接農地利用状況は、長年休耕状態でありました。長年の計画が実現できますよう、委員の皆様のご審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議 長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の2番、小室委員、お願いします。

2番。

小室委員 今回申請がありました農地を、小河推進委員と一緒に確認いたしました。小河推進委員の報告どおり、この農地は以前は譲渡人が耕作をしていましたが、体調を崩してしまい、今は耕作ができなくなり、現在は草刈りをしてもらっているだけの管理地となっています。周辺の農地にも影響は少ないと考えられますので、皆様、ご審議のほうよろしく申し上げます。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

7番。

木崎委員 この申請については、以前も似たような土地の申請があったかと思えます。その隣接している土地で私は理解しているのですが、今回のこの申請については、ある程度公衆用道路、それから離れた何筆かある畑の中の1筆でございすけれども、申請については、これを転用して宅地として家を建てるということとございすので、その場合ですと進入用道路、そういったものが必要になってくるのかと思えます。位置指定道路というのがありますけれども、ここの承諾をもらって、その承諾書を添付して申請する方法も考えられるのですけれども、5条の申請については、この農地だけの転用ということで解釈して、そういったものは省いて申請をされたという、そんな解釈でいいですか。それとも、それは気がつかなくて、書類的に落ちてしまったことなのでしょうか。その辺どうでしょうか。

議 長 7番委員の答弁を求めます。

事務局。

事務局 ただいまのご質問に答弁いたします。

位置指定道路の関係でございますが、位置指定道路は完了届が出ておりまして、現在農地法の及ばない部分になっております。道路用地につきましては、土地所有者からの譲り受けになることをご了解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長 静粛に願います。

事務局 先ほどの件でございますが、位置指定道路として認められているわけでございますので、承諾はいただいていると考えております。

よろしく願いいたします。

議長 7番。

木崎委員 ということは、位置指定道路になっているということは、私道というような考え方でいいですか。所有者はあくまで以前に出された申請の所有者と同じなのでしょう。私道という解釈でいいのですか。

議長 7番委員の答弁を求めます。

事務局。

事務局 7番委員さんの再度のご質問に対して答弁をさせていただきたいと思っております。

ただいま道路位置指定を〇〇〇〇〇〇に申請をして、既に許可がなっていて、そこがこの前出ましたけれども、道路ということで建築基準法的には完了しております。農地法的にも完了届が出されまして、地目を変更しまして公衆用道路ということになっておりますので、持ち分は譲渡人の人が大多数持つておると思いますが、ここはあくまでも道路ということで申請で許可もおっておりますので、特に農地法上、私道なのですけれども、位置指定ということで同意の必要は不要と考えております。

以上でございます。

議長 7番。

木崎委員 質問ではございません。丁寧な説明ありがとうございました。これでよくわかりました。

議長 他にございませんか。ございませんね。

〔なし〕

議長 ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。ここで、一括上程されました上程中の議案第2号番

号2、議案第2号番号3につきましては、許可相当とすることに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議長 ありがとうございます。全員賛成でございます。

よって、議案第2号番号2、議案第2号番号3 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。ありがとうございました。

続きまして、議案第2号番号4 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第2号番号4について、事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 〔事務局朗読説明〕

議長 以上で事務局の説明を終了いたします。

続きまして、担当委員の説明に移ります。

担当委員の平沼推進委員、お願いします。

平沼委員。

平沼推進委員 農地利用最適化推進委員の平沼です。

上程されました議案第2号番号4について、担当推進委員として所見を申し上げます。

去る21日、補助農業委員さんの加藤委員と同行し、現地及び申請図書の確認をいたしました。今、事務局の説明にもあったとおり、現地は（仮称）〇〇〇の敷地拡張計画ということで図面等が入っていますが、ここに南側に通称〇〇〇〇〇〇という〇〇〇があるのです。その東側になると思います。特に高木等を植えるような計画になっておりますが、南側に農地、今梅畑になっていると思いますが、その間に用悪水路、これは圃場整備のとき入れたものと思います。大きな排水路が入っていますので、一応高木等を植えても特に問題はないと思います。

以上でありますけれども、最後に周辺農地への影響は少ないと考えられますので、委員皆様のご審議のほどよろしくお願いします。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の8番、加藤委員、お願いします。

8番。

加藤委員 8番、加藤です。

先日、推進委員の平沼さんと現地を見てきました。現地は、地目は畑ではございますけれども、現況はまるっきり山林化しております、この現地在○の管理下に入れば、これは整備されてきれいになって一石二鳥だと思います。

以上でございます。皆様方のご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続きまして、質疑に移ります。

9番。

岸岡委員 では、2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目は簡単なことですが、立ち木50本、どんな木か教えていただきたいということが1点です。

それから、2点目は10年の賃貸借権を設定されたようですが、資料の中の予算の調達のところを見ますと、必要経費の中に10年の賃貸料等のお金がなくて、〇〇〇〇ちょっと上がっているという数字が出ています。この方から借りるには、そういう必要経費もあるのではないかと思います、その辺の点についてわかったら教えていただけますか。

以上、2点です。

議 長 9番の答弁を求めます。

事務局。

事務局 ただいま9番委員さんからのご質問、2点なのですけれども、答弁をさせていただきますと思います。

1点目なのですけれども、高木ということで、具体的に50本ということをやっております。昨年につきましては、高木につきましてはヤマボウシ、コブシ、ヤマザクラ、ハクモクレン、シダレザクラ、藤、ナギという種類のものを植えたわけでございますが、今年度につきましては〇〇〇〇〇〇〇〇〇という部会がございます。その部会で、今後どのような高木を植えていったらいいか検討しながら樹種を決定する予定になってございますので、今のところ、昨年植えたものを参考にして検討していくような形で進めていきたいと思っております。

それと、2点目のご質問なのですけれども、設定期間が10年になりまして、使用貸借権ということで、この使用貸借権の権利につきましては、無料で地主さんが厚意でお貸しいただけるということでお話を承っておりますので、予算にも借地料の関係の予算を計上していない状況になっており



ます。あくまでもこれは地主さんのご厚意によりまして、貸していただけるということになっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

以上でございます。

議 長  
岸岡委員

9番。

ありがとうございました。

今、無料ということで、大変ありがたいお話を聞きましたので、これはいいことなのですが、そういうことは資料上どこかに残すか何かしないと、やがて10年後の話とかいろいろな更新の時期等を迎えたとき等も考えて、わからなくなってしまうということがあるかと思うのですが、資料のどこか一端には残されるほうがいいかと思いますが、残す気持ちはございませんか。

議 長  
事務局

9番さんの答弁を求めます。

事務局。

9番委員さんの再質問にお答えさせていただきたいと思います。

今回、農地法の転用申請ということで申請を出しまして、今後この場で審議されまして、その後県で許可になり次第、契約書を作成してご本人と契約する形で、農地法の許可が第一条件でございまして、農地法の許可以降でないと、契約をしても実質は許可がおりなければ無効ということになってしまいますので、農地法の許可後に契約書を作成して締結する形で進めたいと思います。

以上でございます。

議 長

他にございませんか。

〔「なし」〕

議 長

ないようでございますので、以上で質疑を終了いたします。

お諮りいたします。上程中の議案第2号番号4につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

〔挙手全員〕

議 長

ありがとうございます。

全員賛成でございます。

よって、議案第2号番号4 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。会議中の発

言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

(午前10時40分)